

平成 24 年 6 月定例会で自民党が提案した意見書 1

行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の付与を求める意見書

昭和 26 年に議員立法で行政書士法が成立し施行され、既に半世紀以上の歴史が経過しているが、この間、複雑多様化する行政事務に対応し、適正で迅速な行政手続に寄与するなど、行政書士制度は、国民と行政との橋渡し役として広く浸透している。平成 20 年には行政書士法の一部を改正する法律が施行され、行政書士が許認可等に関して行われる聴聞または弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述の代理を業とすることが可能となったが、聴聞または弁明の機会において紛争性のあるものについては、代理権を認められておらず、行政書士が聴聞等の依頼に応じることが著しく制限されており、国民にとって不服審査手続等において利用しやすい環境とは言い難い状況にあることから、不服審査手続等に係る国民の利便性の向上のため、実体法に精通し専門性を有する行政書士に対して、行政不服審査法における不服審査手続の代理権を付与するよう強く要望する。

⇒ 全会一致で可決、即日、国へ送付される

北朝鮮による日本人拉致事件の早期解決を求める意見書

平成 14 年 9 月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮が拉致を認め 5 人の被害者が帰国してから早くも 10 年が経過したが、平成 16 年 5 月及び 7 月に 5 人の被害者のご家族が帰国して以来、拉致事件はまったく進展がみられない。被害者の帰国を待ち望んでいるご家族の方々の高齢化が進み、事件の一刻も早い事件の解決が求められている。

北朝鮮は、4 月 13 日に国連安保理決議に違反して人工衛星と称するミサイル発射を行い、今後、核実験に踏み切るともいわれており、国際社会の対話への理解が得られず拉致事件の解決が遠のくことが危ぐされる。

国家主権の問題として拉致事件の解決を図るといふ国家としての意志を明確に示し、全精力を傾けてすべての拉致被害者を早急に救出するよう強く要望する。

⇒ 全会一致で可決、即日、国へ送付される

平成 24 年 6 月定例会で自民党が提案した意見書 2

外国人による土地取得に関する意見書

中国などの外国資本が在日米軍基地や自衛隊基地周辺の不動産所有を進めており、我が国の安全保障が脅かされている。

外国資本による水源地の森林に係る土地買収に関しては、昨年 4 月に森林のすべての所有権移転に際し、事後の届け出を義務づける法改正が行われたが、取引自体に歯止めをかける許可制となっていない。国防施設や国境付近の離島、海岸などの警戒も必要で、国有地のネットオークションや外国政府への広大な国有地の売却など無警戒な取り扱いも見直さなければならない。

米国は、包括通商法により大統領に対し国の安全保障を脅かすと判断される場合には、事後であっても土地取引を無効にできる権限を与えており、使用目的がわからない外国資本による土地購入取引やダミー企業を使って実態を隠すような取引、あるいは我が国との互惠主義に基づかない取引等については、我が国の安全保障を脅かしかねない問題であることから、取引制限など抜本的な対策に早急に取り組むよう強く要望する。⇒ 全会一致で可決、即日、国へ送付される

尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書

尖閣諸島は、明治 28 年に正式に日本の領土に編入されて以来、歴史的にも国際法上も我が国の領土であるが、昭和 43 年に行われた学術調査で東シナ海に石油が埋蔵されている可能性が指摘されて以来、中国及び台湾が尖閣諸島の領有権を主張し始めた経緯がある。

平成 22 年には、中国漁船が我が国領海内で海上保安庁巡視船に衝突してくるという事件が発生して以来、毎月のように中国の漁業監視船や海洋調査・監視船による侵犯が続いており、このまま放置すればわが国の領土保全は極めて不安定な状況になる恐れがあることから、我が国の主権と領土を守る国内法や組織・機関を整備するとともに、特定国境離島保全・振興法や無人国境離島管理法などを制定し、尖閣諸島の実効支配を推進し、島の有人化と海の有効活用を図ることを強く要望する。趣旨弁明を佐藤莞爾議員が行う。

⇒ 賛成多数で可決され、即日、国へ送付される。民主党、社会民主県民連合と無所属の若月議員だけが反対。

平成 24 年 6 月定例会で自民党が提案した意見書 3

放射性物質の管理基準の明確化を求める意見書

放射性物質は封じ込め拡散させないという原則に則り、I A E A の国際的な基準に基づきクリアランス制度を守ってきたが、東日本大震災で発生した放射能を帯びた震災がれきの処理に関しては、当初、福島県内限定の基準として出された 8,000 ベクレルを、十分な説明も根拠の明示もないままに広域処理の基準に転用し埋立処分することとしたため、各地でがれき受け入れに反対の声が上がっている。国は、放射性物質の取り扱いについて、その安全性の確保はもちろんのこと、放射線に関する正確かつ的確で分かりやすい情報を発信するとともに、その根拠を明確にして国民の理解の促進を図るよう強く要望する。趣旨弁明を西川洋吉議員が行う。

⇒ 賛成多数で可決され、即日、国へ送付される。民主党、社会民主県民連合だけが反対。

放射性物質に係る食品の安全性の確保を求める意見書

4 月から食品中の放射性セシウムの新基準値が適用されたが、最初の 1 ヶ月で基準を超過する食品が報告されている。スーパーや小売店では、放射性セシウムが少しでも検出された食品は販売しないところも多くあり、国よりも厳しい独自基準が運用されているが、国民から政府の対応が信用されていないことの証であり、また、こうした混乱した状況が生産者にも大きな影響を与えており、食品の安全性の確保を図るとともに、放射線に関する正確かつ適切で分かりやすい情報を発信し、国民の理解の促進を図るよう強く要望するとともに、混乱により影響を受けている農業生産者に対しても特段の対応を図るよう強く要望する。

⇒ 賛成多数で可決され、即日、国へ送付される。民主党、社会民主県民連合だけが反対。

民主党案 エネルギーの安定供給の確保の推進を求める意見書

我が国は、資源が乏しいといわれてきたが、上越・佐渡沖の海底において、海外の油田並みといわれるほど石油・天然ガスの埋蔵の可能性が指摘され、調査試掘を行うことが発表されている。

メタンハイドレート開発や南鳥島沖でレアメタルが発見されるなど、資源に関する明るい話題が多く、大いに期待している。資源開発の積極的な推進が必要であることから、要望事項を 4 項目に限定することなく、もっと幅広く積極的に進めるよう強く国へ要望するべきであると修正を求めたが、拒否されたことから、反対した。 ⇒ 賛成少数のため否決される